

## 歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領

### 1 調査目的

「歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下「事務連絡」という。）においては、厚生労働省において原則として3か月ごとに、事務連絡による医療機関の対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から、改善のための検証を行うこととしており、当該検証を行うための基礎資料として、歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況を把握する。

### 2 調査対象

事務連絡1.（1）及び（3）②により歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関を対象とする。

### 3 調査実施方法

医療機関においては、事務連絡1.（1）及び（3）②により歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行った際、別紙2-2「歯科診療における診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」（以下「調査票」という。）により、実施した対応毎に必要な事項を記載し、毎月末までの対応について一覧を作成のうえ、提出すること。

なお、実績がない場合も、調査票に「実績なし」と記載して提出すること。

※ 様式中「初診からの電話等による診療等の実施について」の欄には、電話による診療の場合は「1」、視覚の情報を含む情報通信手段による診療の場合は「2」と記載し、診療形態を区別すること。（R2. 4. 30追加）

※ 熊本県庁ホームページにも様式を掲載しています。

([https://www.pref.kumamoto.jp/ki\\_ji\\_32415.html](https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_32415.html))

### 4 調査票の提出

#### （1）提出期限

各月第2週の金曜日の前々日までに、前月分を提出する。

【例】4月末までの提出期限：5月 6日（水）

5月末までの提出期限：6月10日（水）

#### （2）提出先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課 総務・医事班

E-mail：iryoseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

F A X：096-385-1754

#### （3）問合せ先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課 総務・医事班

電 話：096-333-2205（直通）